

**2012 年
12 月号**

発行日 平成24年12月15日(第55号)
(月1回/毎月15日発刊)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1第一ともしビル

特集：『Happy X'mas from Offista』
/オフィスタ総合管理室

オフィスタ NEWS 第55号発刊にあたって

今年も早いもので1年の締めくくりの時期になりました。クリスマス、年末年始の準備で忙しくお過ごしかと思います。休日もなかなかゆっくりできないのではないのでしょうか。今年はノロウィルスが大流行していますし、インフルエンザもこれから増えてくると考えられますので、免疫が落ちないように気をつけてください。

12月になるとデパートはお歳暮、クリスマスプレゼント、帰省の手土産を選ぶ人で大混雑です。誰に贈るにしても喜んで欲しいから何にしようか悩むところですね。やはり期間やそこでしか買えない「限定」というものは、相手との話も盛り上がるので人気みたいですので、年末年始を家族や友人と楽しくお過ごしいただくのもよいかもしれません。

最後に、本年中のご愛顧に心よりお礼申し上げますとともに、来年もかわらぬお引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

“はたらきたいという気持ちを大切に”そして
“家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援します。

今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでくださればと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



@offista_twt

(C)2012 OFFISTA

特集：『Happy X'mas from Offista』

/オフィスタ総合管理室

この時期、街のあちこちでクリスマスソングを耳にする機会が多くなりましたね。今回はお仕事の話は置いて少々雑談でもお付き合いください。

ということで、定番曲ともいえる『きよしこの夜』の由来について調べてみました。

オーストリアのオーベルンドルフという村にある聖ニコラウス教会での出来事です。1818年のクリスマスイブの朝、教会のオルガン奏者フランツ・グルーバーが聖歌の伴奏の練習を始めたところ、パイプオルガンが壊れて音が出ないことに気づきました。ふいごがネズミにかじられたりでもしたのでしょうか。今から修理をしても夜のミサには到底間に合いません。そこへ助任司祭のヨーゼフ・モールもやってきて、ミサをオルガンなしでやらなければならなくなったという大変な状況に、二人で途方にくれておりました。その時、モールが2年前からしたためていた詩をグルーバーに手渡し、この詩にギターで歌の伴奏ができるように作曲してはどうかと提案したのです。当時は教会で演奏する楽器はオルガンし



か認められていなかったためグルーバーはためらいましたが、モールの詩の繊細さと美しさに感銘し曲を書き始めました。出来上がったのはミサの始まる数時間前でした。ミサではモールがギターを演奏し、合唱団が歌を歌いました。これが「きよしこの夜」の初演です。翌日二人は教会の神父にお叱りを受け、この曲は演奏禁止となっていました。そのままお蔵入りとなる運命だったはずの「きよしこの夜」ですが、翌年の春、教会へやってきたパイプオルガンの修理工の手により楽譜が持ち帰られ、地元のチロル地方から民謡のような形で広まっていったと言われています。

皆さんも「きよしこの夜」が聞こえてきたらこのエピソードを思い出して下さいね。急なハプニングにより生み出され、一人の男性によって日の目を見た一曲、今までと違った歌に聞こえるかもしれませんよ。

日本でも家族や親しい人と一緒にクリスマスを過ごすことは一般的になりましたが、世界の各国はどのようなクリスマスを過ごしているのでしょうか。

【アメリカ】X'masの日は普段行かない礼拝に出席したり、家族と過ごすのが一般的です。商業的な傾向も強く、街中には様々な飾りを施された巨大なツリーが飾られ、ショッピングモールなどへの人出も多くなります。

【イタリア】古代ローマのX'mas発祥の地。X'masはナターレと呼ばれ、日本の正月のように多くが帰省してパネットーネ（ケーキ）などを食べながら家族で過ごしミサに出席します。25日と26日は休日です。

【フランス】フランスのX'masはノエルと呼ばれています。イルミネーションが目立ち、町中が光に照らされます。特にパリの街のものは世界的にも知られ、ライトアップ祭も開かれ、各都市で競い合われています。

【イギリス】ロースターキー、クリスマス・プディング、ミンスパイなどの代表的料理があり、日本の年越しそばや御節料理のように伝統的な過ごし方として、この時期の食卓を彩ります。期間中



は盛んに X'mas カードが交換され、最近ではクリスマス市も多く開かれるようになりました。

一言で X'mas と言っても様々な過ごし方や特徴があるんですね。私も外国を訪れ、いつもと違った X'mas を体験してみたくくなりました。



☆サンタクロースのお仕事

12/24～12/25 X'masのシーズンはイベントが集中します。毎年この時期、頑張っている方も多いと思いますが、サンタさん希望者はオフィスタ人事管理部まで。
※お仕事詳細はお電話にて。
※**コスチューム**は貸与します。

●クリスマス関連のバックナンバー

オフィスタ NEWS-2011 年 12 月号-

<http://www.offista.com/data/mailmagazine/1112a.pdf>

オフィスタ NEWS-2009 年 12 月号-

<http://www.offista.com/data/mailmagazine/0912.pdf>

オフィスタ NEWS-2008 年 12 月号-

<http://www.offista.com/data/mailmagazine/0812.pdf>

『自由と規則について考えてみる』(7月)

/オフィスタ広報・宣伝部

毎朝起きるのがつらい、自分の好きな時に出勤して自分のやりたいことだけやって過ごせたらどんなに楽だろうかとみなさんは思ったことはありませんか？サラリーマンもOLも定時があって決められた業務と職責があって、もっと自由に好き勝手に生きたいと考えたことはありませんか？実は、自由出勤制で、ある程度自由にお仕事をして構わないという夢のようなお仕事は相当数存在します。規則がなく自由な社風をモットーとする会社はこの時代のニーズを反映して増えてきています。IT 関連等は昔から自由度は高かったのですが、最近では全くの自由制を導入する会社もあります。

もちろん誰もが是非就業したいと応募は殺到しますが、結論からいいますと定着率は低い傾向にあります。上司に「私は何をしたらよいのでしょうか？」と尋ねたところ「自由に好きに考えて行動していいよ」と返ってくる。「明日は何時に出勤すればいいのでしょうか？」と尋ねれば「朝でも昼でも夜でもいいよ」と返ってくる。万事が全てそんな感じだとほぼ全員の者が1年未満で「規則がなさすぎて何をしたらよいかわからない、自分で考えて自由にやって良いと言われても何をしたらいいかわからない、上司の指示の下で決められた時間内で業務を遂行する方がよっぽど楽だ。」と口をそろえて言います。

もうお分かりだと思いますが、**人間というのは規則があって拘束があって指示があった方が楽なのです。**

“自由＝自分で考える“ことこそ苦しみなのです。サラリーマン・OLなんて毎日ルーチンワークでつまらないな～と思うかもしれませんが、ある意味で楽だからこそのないものねだりだということです。『スリルに満ち溢れた生活をしているときは平凡な毎日を望み、平凡な生活を送っているときはスリルに満ち溢れたスリリングな毎日を望む、人間なんて勝手なものだ』（漫画「コブラ」冒頭のセリフより）というようなセリフを思い出します。

少し話は変わりますが、衆院選のニュースが大半の最近でしたが、今回の衆院選には14～15もの政党が存

在するとのこと。TV番組で、政党が増えるのは良いことなのか悪いことなのかという議題の中でこんなことを言っていました。『ある心理学の研究家が、様々な味味の20種類のジャムを揃える店と、シンプルな6種類だけのジャムしか置いていない店とどちらが売れるか実験したことがあるそうです。結果は6種類だけしか置いていない店の方が来客が多く、売れるとのこと。**人間は多くの選択肢の中から選べといわれると困惑する。シンプルなものほど考えなくても良いので楽に感じる。**』・・・なるほど、言われてみればかつての二大政党の時のほうが有権者にとってわかりやすかったし、多くの政党の中から1つを選べと言うのは確かに有権者の困惑が窺えます。客足（投票率）も落ちるという傾向もありえます。

規則がなく自由な仕事（会社）というのはあらゆる意味で選択肢が多種多様にあるということを指します。選択肢がありすぎるのも迷惑なもので、自由でありすぎるのも困るのが人間の性というもの。誰もが羨む自由な会社で何をしても良い仕事なのに長続きする人が少ない。会社・組織というのは規則があって拘束されて業務指示があることが幸せだということをもっと多くのサラリーマン・OLに知ってもらいたいと思い筆を取ってみました。事務職系は特に単調でルールにがんじがらめの毎日です。つまらないと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、その毎日こそ実は人間にとって心地よい日々だということを忘れないようにするというのも満足した日々を送るための考え方の一つではないでしょうか。

オフィスタ・ブログ (H24. 11. 26 付 第224話「自由と規則」)
<http://www.offista.com/coffee/blog/blog.html>

派遣クイズ

取引先の会社へ行ったときに担当の部長の名刺をいただきました。しかし、いただいた名刺に書かれている名前の読み方がわかりませんでした。

この場合の対応方法として**適切なもの**を選んで下さい。

- ① 読めない字を本人に確認する。
- ② 他の人にそっと名前を確認する。
- ③ 会社に帰ってから読み方を調べ確認する。
- ④ 誤ったお名前と呼んでしまっただけは失礼にあたるため、「部長」等のお名前を控えた発言として会話する。



(答えは最終ページ)

☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

投稿：N.Hさん 37歳女性

Q. 派遣法改正により専門 26 業務に改正があったと聞きますが、どのように変わったのか詳しく教えていただけますでしょうか。

A. 派遣法が改正され専門 26 業務についても、政令 4 条業務と 5 条業務に分かれて規定されることになりましたが、今回の改正でも、従来の 26 業務と同様に、専門的な知識、技術もしくは経験を必要とする業務又は特別な雇用管理が必要と認められる業務で受入期間の制限がない業務という意味では変更はありません。

従来の 26 業務が政令 4 条業務と 5 条業務に分かれて規定されることになったのは、今回の改正で日雇派遣が禁止されることになり、その例外として日雇派遣が許される 26 業務と日雇派遣が許されない 26 業務を分けて記載することが必要になったからです。政令第 4 条第 1 項の業務が日雇派遣が許される業務、政令 5 条の業務が日雇い派遣が許されない業務ということになります。

本紙先月号の特集でも取り上げられておりましたが、年齢 60 歳以上の者、昼間の学生、生業の収入が 500 万円以上の者、世帯収入が 500 万円以上の者などは日雇い派遣禁止が適用されない者として許されていますが、これまで繁忙期だけハケンを活用していた企業・団体の方や、副業で土日のイベントなど単発のアルバイトにハケンを活用していた独身の方であったりシングルマザーの方にとっては心配のことと思います。単発スポットではたらせる業務とそうでない業務を認識しておくことが大切です。（大滝）

●参考：オフィスタ NEWS 第 54 号（H24.11 発刊）
特集：『日雇い派遣禁止にともなう人材紹介制度』
<http://www.offista.com/data/mailmagazine/1211a.pdf>

…＜そのほかの気になるお仕事の疑問募集中＞……

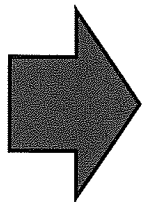
お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。
オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生（神奈川県立産業技術短期大学）と馬場実智代先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

改正前	
政令第4条	
1号	情報処理システム開発
2号	機械設計
3号	放送機器操作
4号	放送番組等の制作
5号	事務用機器操作
6号	通訳、翻訳、速記
7号	秘書
8号	ファイリング
9号	調査
10号	財務
11号	貿易
12号	デモンストレーション
13号	添乗
14号	建築物清掃
15号	建築設備運転等
16号	受付・案内、駐車場管理
17号	研究開発
18号	事業の実施体制の企画、立案
19号	書籍等の制作・編集
20号	広告デザイン
21号	インテリアコーディネータ
22号	アナウンサー
23号	OAインストラクション
24号	テレマーケティングの営業
25号	セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
26号	放送番組等における大道具・小道具



改正後		
政令第4条第1項		政令第5条
情報処理システム開発	4-1	
機械設計	4-2	
		放送機器操作 5-1
		放送番組等の制作 5-2
事務用機器操作	4-3	
通訳、翻訳、速記	4-4	
秘書	4-5	
ファイリング	4-6	
調査	4-7	
財務	4-8	
貿易	4-9	
デモンストレーション	4-10	
添乗	4-11	
		建築物清掃 5-3
		建築設備運転等 5-4
受付・案内	4-12	駐車場管理等 5-5
研究開発	4-13	
事業の実施体制の企画、立案	4-14	
書籍等の制作・編集	4-15	
広告デザイン	4-16	
		インテリアコーディネータ 5-6
		アナウンサー 5-7
OAインストラクション	4-17	
		テレマーケティングの営業 5-8
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	4-18	
		放送番組等における大道具・小道具 5-9
		水道施設等の設備運転等 5-10

☆☆(社)日本雇用環境整備機構からのお知らせ☆☆

/オフィスタ業務管理部

育児・障がい・エイジレスの雇用促進の研究機関である(社)日本雇用環境整備機構(JEE:東京都新宿区)が平成24年度第2回「雇用環境整備士資格講習会」を開催します。

育児・障害・エイジレスといった就業弱者を受け入れる企業側の職場環境は日本ではまだまだ十分に整備されていないが故に働きたくても採用されない、就業したけど職場の理解不足といった苦労は育児・障害・エイジレスの方々にとっては共通する悩み。その職場整備の担い手として期待されるのが、「雇用環境整備士」。

雇用環境整備士とは、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務部局担当官向けに専門知識を有する管理者の育成・養成・設置を推進することを目的とした資格です。全国の各企業・団体の総務人事担当部局へ最低1名以上の資格者を設置することを同機構が推進している認定資格です。

資格は第Ⅰ種(育児者雇用)、第Ⅱ種(障害者雇用)、第Ⅲ種(エイジレス雇用)のそれぞれの専門知識を有すると認められる場合に交付され、いずれか1種以上を取得している者が「雇用環境整備士」として認定されます。

現在、全国の多くの企業・団体・行政の総務人事担当者が資格者として認定・登録され・設置されています。企業はもはや育児者/障害者/エイジレスを雇用しなければならない時代に来ています。適正な雇用環境を整備するために企業の関係各位におかれましては是非受講いただきたくお願い申し上げます。夏の開催同様に全会場満席が予想されますのでお申込みはお早めどうぞ。



(上:雇用環境整備士カード資格者証の見本)

- ・開催日時(全会場 13:00~16:50)
- ・会場:文京シビック会議室(定員 60名→90名)

- ・講師:馬場実智代(馬場社会保険労務士事務所長)
石井京子((社)日本雇用環境整備機構理事長)
大滝岳光(大滝人事労務研究所長)

講習科目	開催日
第Ⅰ種(育児者雇用)	2013年1月30日(水)
第Ⅱ種(障害者雇用)	2013年1月29日(火)
第Ⅲ種(エイジレス雇用)	2013年1月24日(木)

*今回資格試験は行いません。

※応募者多数につき各会場定員を増やしましたが、満席が予想されます(定員にて申込みは×切ます)。追加会場は予定されておりませんので希望者はお早めにお申し込み下さい。

詳細は同機構のホームページを参照又は同機構事務局までお問い合わせください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

お問合せ:同機構事務局(TEL.03-3379-5597 講習会係)



オフィスタは(社)日本雇用環境整備機構が認定する雇用環境整備士(第Ⅰ種・第Ⅱ種)資格者の設置企業です。育児者・障がい者雇用の職場環境整備に努めています。

☆☆オフィスタからのお知らせ☆☆

/オフィスタ総務部

『ホームページ作成(初級編)PC研修』

総務部のOLさんのお仕事のひとつとして、ホームページ(以下HP)の更新作業も最近では求められています。いまやどの企業もHPをもつ時代です。全体的な管理・運営は専門業者へ任せるとしても、トピックス(新着情報やお知らせ)更新作業までイチイチ業者に投げていては面倒だ、ということでHP作成・更新が出来る方の需要が非常に高まっています。エクセル・ワードはいまや使えて当たり前、一方でHPを作れたり更新作業が出来る女性はかなり少ないのが現状です。覚えてみたいという意見は良く聞きますが、実際に習得したという意見が極端に少ないのもHPに関するスキルの特徴です。オフィスタではHP研修(初級)を随時開催しておりますので、もしよかったら実際に習得するキッカケにしてみてください。詳しくは下記をご参照ください。

<http://www.offista.com/data/official/study-training.pdf>

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

公益法人での一般事務のお仕事

文化庁系公益法人での一般事務のお仕事です。1日6時間程度で週2～3日ですので扶養の範囲内ではたらいたい方やママさんも歓迎案件です。エクセル・ワードを使った資料作成や簡単な経理補助が主なお仕事ですが、たまにホームページの軽微な修正がありますので、いまままでWEB業務をしていた人、これからホームページのお仕事をしてみたいという方を優遇します。(内定者はオフィスタのホームページ研修を無料で受講できます)

勤務形態：派遣 期間：長期
就業開始日：年内勤務開始可能な方のみ
勤務地：新宿区(JR 高田馬場駅より徒歩5分)
勤務体系：月～金で3日間、9:30～16:30
時 給：1,200～1,250円(別途交通費支給)
スキル・経験：
①一般事務経験者
②ホームページ・ビルダー使用経験者
(未経験者はオフィスタのPC研修を受けることで可)

このお仕事はメルマガを愛読いただいている方を優先的にご紹介しているお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。(その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください)

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

今年のカレンダーも最後の1枚になりましたね。売り場には来年のカレンダーや手帳がたくさん並んでいます。もうご用意されましたか？最近では手帳を使わない人が増えたみたいですが、女性は手帳にシールを貼ったりカラフルに書き込んだりしたいからと手帳派がまだまだ多そうです。だからこそ手帳にはこだわりをもって慎重に選んでいらっしゃるのではありませんか。私は持ち運びしやすいように、薄くて小さめを探しています。小さくても記入欄は大きいものと、かなりわがままなのでまだ選び切れていないんです。そろそろ決めないと思っていますのですが・・・

Reiko 記

オフィスタ NEWS 第55号作成委員

編集長	Hiroko	オフィスタ広報・宣伝部
編集	Reiko	オフィスタ総合管理室
監修	makoto	オフィスタ業務管理部
執筆	Yakka	オフィスタ人事管理部
	Nozomi	オフィスタ人事管理部
	Ricaco	オフィスタ総務部
	Yukka	オフィスタ総務部
協力	大滝岳光人事労務研究所	
	馬場実智代社会保険労務士事務所	
	社団法人日本雇用環境整備機構事務局	

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/melmaga.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

派遣クイズの答え：①が適切

名刺は自己紹介の一環として交換をしたり、職業上の礼儀の為に手渡される大事なものです。名刺をもらったり、交換するときに気を付けるマナーは色々ありますが、一番気を付けることは、相手に対して嫌な思いをさせないということです。相手の名前が分らないときは、しっかりとその場で本人に確認しましょう。相手に関心を持って聞くことなので、決して失礼なことではありません。逆に自身の名前が珍しい方や、読み方が難しい方は名刺にフリガナをつけたりする等の相手に対する気配りも大切です。

MEMO：

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル／0120-178-172

お問い合わせ受付時間／10:00～17:00(土・日曜日、祝日を除く)

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援
対策推進法第13条に基づく
厚生労働大臣認定企業です。

主催：(社) 日本雇用環境整備機構

■近年の雇用情勢は不況や震災の影響を受け就職難に一層拍車がかかる傾向にあり、かつ、労働者意識は“ワークライフバランス”なる用語の発生にも見られるように個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきています。一方でこのような傾向は、雇用主側の活発な採用を妨げる要因に拍車をかけつつあります。もとより、出産後の育児中女性の社会復帰を望む動向、障がい者雇用、エイジレス（35歳以上）・高齢者の活発な採用を国内促進すべきであることは、雇用者並びに使用者に課せられた責務であり国民の格差解消・公平な労働機会を保護する見地からも等閑視できないところでありますが、近時の就業難により育児者・障がい者・エイジレスへの雇用状況は決して十分なものとは言えず、且つ職場で勤務する育児者・障がい者・エイジレスにとっても理解ある適正な職場環境の整備を望む声が大きくなってきております。

本機構では、このような事態に対応し、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務担当部局に専門知識を有する管理者の育成・養成・設置を推進しています。本講習ではこれら対象者への労働関係法令や受け入れた際の**知識と情報**を講義し、**知識を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者として設置**していただくことで育児者・障がい者・エイジレス雇用の適切な雇用環境整備の一層の推進に資することを目的としています。雇用主側へのメンタルヘルスケアの法令義務化が検討され、職場環境の未整備により増加している労働争議・訴訟を未然に防ぐため専門知識者の育成と整備士の設置をお願い申し上げます。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、人材派遣や人材紹介の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

雇用均等両立、障害者雇用、エイジレス(35 歳以上の中途採用)に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、雇用環境整備士として今後の業務に活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、人材派遣会社等での勤務者は雇用に関する専門知識者として勤務先において習得した知識をご活用ください。

■資格者証交付・認定・登録

本講習を受講した者には資格者証を交付し、雇用環境整備士として認定並びに登録させていただきます。

※育児者雇用（第Ⅰ種）、障害者雇用（第Ⅱ種）、エイジレス雇用（第Ⅲ種）の各講習会のいずれか
1つ以上を受講された方を雇用環境整備士として認定しています。 *今回資格試験は行いません。

1.開催科目・期日・会場・定員

開 催 科 目	開 催 日 時	会 場	定 員
第Ⅲ種(エイジレス雇用)	平成 25 年 1 月 24 日(木) 13:00～16:50	文京シビックホール26Fスカイホール 東京都文京区春日1-16-21	90 名
第Ⅱ種(障害者雇用)	平成 25 年 1 月 29 日(火) 13:00～16:50	文京シビックホール3F 会議室1～2 東京都文京区春日1-16-21	90 名
第Ⅰ種(育児者雇用)	平成 25 年 1 月 30 日(水) 13:00～16:50	文京シビックホール3F 会議室1～2 東京都文京区春日1-16-21	90 名

(注) 駐車場は用意しておりませんので、車でのご来場はご遠慮下さい。

全会場満席が予想されます。現時点で追加会場は予定されていないので希望者はお早めにお申し込みください。

2. 講習科目・講師（講師の都合等により一部変更となる場合があります。）

(1) 挨拶（13：00～13：05）

(2) 雇用環境整備士概要（13：05～13：30）

(3) 講義内容はⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種により異なる（13：30～16：40）

【第Ⅰ種】育児者の雇用における現状と課題・好事例解説及び関係法令解説

馬場社会保険労務士事務所長

馬場実智代

【第Ⅱ種】障害者の雇用における現状と課題・好事例解説及び関係法令解説

（社）日本雇用環境整備機構理事長

石井 京子

【第Ⅲ種】エイジレスの雇用における現状と課題・好事例解説及び関係法令解説

神奈川県立産業技術短期大学・（社）日本人材派遣協会アドバイザー 大滝 岳光

(4) 資格者証交付（16：40～16：50）

*今回資格試験は行いません。

3. 後援依頼先（予定）

（社）日本人材派遣協会、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会、（NPO）高齢社会をよくなる女性の会、

（社）高齢者活躍支援協議会

4. 参加費（税込、テキスト代含む）※参加費は当日会場で申し受けます。

一般 8,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 7,000 円、後援依頼先等の会員等 7,000 円、
行政庁職員 5,000 円

5. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、1 種目以上を選び、申込手順に従ってお申し込みください。
または下記申込書（1 名につき 1 枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又は FAX してください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

6. 申込締切期日

開催の 1 週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）

ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込み下さい。

7. 申込先・問合せ先

（社）日本雇用環境整備機構 「雇用環境整備士講習係」（TEL. 03-3379-5597）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

<雇用環境整備士資格講習会> 受講申込書（郵送・FAX 申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ	申込み会場	区分（下記何れかに○を付けてください）
受講者氏名	・第Ⅰ種（1/30） ・第Ⅱ種（1/29） ・第Ⅲ種（1/24）	・一般 ・本機構の情報交流制度加盟員（番号） ・後援団体会員（所属団体） ・行政庁職員
連絡先 勤務先 ・ 自宅 〒□□□-□□□□ 都・道 府・県	（何れかに○をつけてください。FAX は必ず記入してください。） TEL. () (内線) FAX. ()	
勤務先名・部課名：		

※ この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596